

会 議 結 果

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会
日 時 平成 27 年 3 月 31 日（火）午前 10 時～午前 11 時 10 分
場 所 厚木商工会議所 3 階中会議室 303 号室
出席者 【構成員】
厚木市 5 人
愛川町 3 人
清川村 2 人
【組 合】
事務局 7 人

【会議概要】

1 開 会

2 あいさつ 会長

3 案 件

- (1) 平成 26 年度組合事業の執行状況について【資料 1】
 - 事務局から資料 1 により説明
- (2) 中間処理施設整備に係る事業の進捗状況について【資料 2】
 - 事務局から 2 により説明
- (3) 最終処分場施設整備に係る事業の進捗状況について【資料 3】
 - 事務局から資料 3 により説明

【質疑等】

委 員) 最終処分場の関係について質問します。資料 3 に「ごみ中間処理施設における焼却方式によっては、最終処分場施設整備の方向性に大きな影響を及ぼす。」と記載がありますが、この点について質問します。そして、最終処分場に関する現在の状況において、「実施設計を進めているものの」となっておりますが、いまだに保安林の解除が済んでいないのですか。

また、最終処分場の用地取得、測量、不動産鑑定及び進入路新設工事の着手が難しいということですが、進捗状況が全く分かりません。

地元の柿坂あすなろ会の方々からは、3 月 31 日までに組合と柿坂あすなろ会とで工事着工に関する協定を結ぶという話を自治会長として聞いていたのですが、どうなっているのでしょうか。以上について回答をお願いします。

事 務 局) 最終処分場の方向性につきましては、中間処理施設の整備計画と深く関係がご

ざいます。現在、組合では厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に則って全ての事業を実施しております。その内容を簡単に申しますと、厚木市に熔融機能を持った中間処理施設を作り、そこで3市町村のごみを燃やします。熔融炉とは、焼却灰を1,300℃程度に熱して石のような状態にする炉のことです。灰が熔融炉を通ると体積は1/2程度になります。この石のような物を清川村に予定している最終処分場に埋めるという流れでこの計画書はできています。

ところが、今の時代は熔融炉を使わない時代になってきております。先日、二ツ塚処分場に視察に行った際に御覧いただいたように、熔融炉を使わないで、灰についてはセメントの原料などにする資源化の流れができております。最近の廃棄物処理の世界はそうした流れになっております。中間処理施設整備検討委員会の委員の方々からも灰は熔融しないで、全量資源化するべきであるという提案をいただいております。このような状況がありまして、組合では、熔融炉は設置しない方向でいこうという考えになってきております。また、焼却灰については、民間委託による全量資源化という方向で検討していくべきではないかという事業の方向性を考えています。

そうなりますと、最終処分場に埋める物が無くなります。こういうことで「最終処分場施設整備の方向性に大きな影響を及ぼす。」ということになるわけです。

このような方向で今後の事業を進めることについて、去る3月27日の組合議会にお示しし、平成27年度の予算はこのような方向で計上することになりました。

次に、保安林の解除につきましては、平成25年から解除事務を進めてきたところではありますが、県の担当部署から100件以上の指導がありまして、昨年度はその処理に時間を費やしてきました。今年度に入ってから、事業の方向性の転換がありまして、去る3月27日にその方向で当面進むということで議会にも御承認いただきましたので、この方針にしたがって保安林の解除事務は停止しております。

こうした動きに合わせて、最終処分場の整備については待ったほうが良いだろうということになりましたので、この業務についても全て停止しているということです。

最後に、柿坂あすなろ会さんの件ですが、昨年5月の総会の席で組合の事業について説明しておりまして、工事着手の前に最終協定を締結したいという御意向をいただいておりますが、その後こうした方向転換がありまして、そのお話をすることなく現在に至っておるところです。3月27日に事業の方向性が決まりましたので、4月にはあすなろ会に事情を御説明したいと考えております。

委員) 組合発足後 10 年ほどが経過していますが、中間処理施設の事業地が決まらないうちに清川村で最終処分場建設の手を挙げたと認識しています。地元の柿ノ木平・坂尻地区では地域の環境整備を含めて御苦労をされていると思います。原発問題でも御承知のように最終処分場を受け入れるなどということはなかなかできないことです。そうしたことを清川村で進めてきて、この年度末で最終協定を締結する予定であったにもかかわらず、組合と議会が社会情勢の変化等について研究した結果の決定であるということとその意味は分かります。しかし、昨年 5 月から現在まで地元には全く説明が無いということが理解できません。

事務局) 一般的には最終処分場の受け入れは非常に難しいところを、清川村では快く受け入れていただいたことについては、大変感謝しているところです。

先ほど、御説明したとおり、この 1 年間で大きな方向転換があったことは確かです。昨年 5 月にあすなろ会の総会で御説明した後に、事業の方向性についていろいろと研究してまいりました。この中で昨年 11 月に組合正副管理者である管理者(厚木市長)、副管理者(愛川町長、清川村長、厚木市副市長)の 4 人が事業の方向性について協議した結果、熔融炉の設置は見合わせ、最終処分場の整備時期等について慎重に検討するという方針が示されました。早急にあすなろ会への説明に伺いたいと考えております。

委員) 地元に対しては誠意をもって説明をしていただきたいと思います。

事務局) 地元のあすなろ会に対しましては総会とは別に説明の会を持つことも含めて進めていきたいと思っております。

最終処分場の件は最重要課題と認識しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

委員) こうした廃棄物分野の業務は大変難しいものとは思いますが、入り口の部分からなら進展がないのです。保安林の解除は基本であって、これが解除されなければ一歩も先に進めないわけです。組合が発足してかなりの年数が経っているが、はっきり言って肝心な部分は一歩も前進していないような感じです。

何年たっても進まないということであれば、この先、この事業を進めるのは難しいのではないですか。

事務局) 保安林解除の関係ですが、申請をする準備はここで整いました。一方で、最終処分場の整備時期については中間処理施設との関連で慎重に検討するという事も示されています。申請書類を提出すれば最終処分場を造るということにつながっていきませんが、3 月 27 日の議会でも、ここで施設整備時期について慎重に検討を行っていくこととなりました。

今後はこの方向性に向かって仕事を進めていくということになりますので、御

理解をお願いいたします。

会長) 基本的には清川村と協議を進めるということで、この件はよろしいでしょうか。

委員) 結構です。ただ、清川村の委員にお伺いしますが、時間が経過することで反対の声が出てくるということはありませんか。

委員) 清川村全体・自治会としては、柿ノ木平と坂尻地区にお任せしています。2つの地区の皆さんが良ければそれで良いということになっており、これが村民の意見だと思えます。最近の2~3年の保安林解除の問題は役所対役所のことであって、地元には全く関係ないことです。もう少し詳しく言えば、道路が広いことや保安林を解除する面積が大きすぎるとかの問題で解除ができなくなっているということですが、このことは地元には全く関係ない事項であるわけです。あすなろ会の中では、少数ではありますが、地元を長い間放っておくのであれば、最終処分場は造ってもらわなくても良いという意見も出てきています。このような意見も踏まえて、地元には説明をする必要があると思えます。

事務局) 一生懸命努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

委員) 中間処理施設の候補地選定に当たって、地元への説明会では3溶融方式のいずれかを設置するという説明がされました。焼却のみの方式に変更するということになったわけですが、溶融方式と焼却のみの方式では環境面でどのように相違があるのかについて、地元には説明がされていません。この説明をしないままに金田地区と厚木市で協定を結んでいるということです。地元の方は、第一に金田が中間処理施設の場所として選定されたことについて納得している人が少ないし、納得のいく説明が地元になされないままに進められているということが非常に問題だと思えます。

次に、敷地を2メートル嵩上げするための擁壁を造るとなると、説明会で説明されたイメージとは相当かけ離れていると思えます。現厚木市環境センターは敷地を嵩上げしていないということで、この関係も良く分かりませんので説明をお願いいたします。

候補地選定は厚木市の事務と言われればそれまでですが、地元の方が納得できる説明がいろいろな面でなされていないのが現状だということをここでお伝えしておきます。

事務局) 現厚木市環境センターと新施設の敷地嵩上げの考え方ですが、県では平成18年6月に浸水想定区域を設定しております。現環境センターについては、その前に造られた施設です。

敷地の関係で課題はございますが、今後は厚木市担当部長とも連携をして何らかの形で説明する機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

委員) こんなふうに苦労して金田のこの場所に施設を作るくらいだったら、森の里土地区画整理事業の場所に作った方が建設しやすいのではないかと、個人的には思っています。

会長) 事務局は意見として、認識しておいてください。よろしく申し上げます。

委員) 新中間処理施設では、ごみ発電をするのでしょうか。

事務局) 環境省の中間処理施設の考え方は、単なるごみ焼却施設ではなく、ごみのエネルギーを利用する高効率発電施設であるという位置付けです。国からいただいている循環型社会形成推進交付金のメニューは高効率ごみ発電施設です。これは、施設から出る余熱を積極的に利用して発電する施設に交付されるものです。このため、新焼却施設には、ごみ発電施設を設置することが必要です。

委員) 今から 25 年程度前にごみ発電を行って失敗した例がありました。発電量を上げるためにプラスチックごみをペレットにして燃やした結果、焼却炉の温度が上がり過ぎて焼却炉が溶けたということです。こうした問題が原因でごみ発電は無くなったのではないかと考えていました。

もう一つ、現在はお茶ガラ等の厨芥ごみとプラスチックごみは分けて収集されておりますが、燃料をどのように確保するかという部分で大きな問題があると思っておりますがいかがでしょうか。

事務局) 現在の焼却施設のごみ発電は、ごみを処理する際に発生する余熱を使ってタービンを回して発電します。高効率発電の交付金は、発電効率を高いものにすることによって、交付金が高い率で交付されるという制度です。委員さんが御心配になっているように発電を中心にして施設運営をするのではなく、あくまでもごみを処理する過程において発生する余熱を使って効率よく発電をしていくという考えで進めていきたいと思っております。

委員) 現在のごみ処理施設は、新施設が完成した際にはどのようにされる予定ですか。

事務局) 新施設が完成した際には撤去されます。その跡地利用については、厚木市で検討していきます。

委員) 新施設が寿命を迎える 20 年から 30 年先には再度建設する必要が生じますが、そのときになって用地を選定するのは困難でしょうから、旧焼却施設を整理して運動公園等のメリットがある施設を作っておいて、再度の建設の際にはその場所に建てるというような計画は無いのですか。

事務局) 焼却施設のライフサイクルは 20 から 25 年と聞いておりますことから、今後、厚木市を含め組合全体で検討していく課題と考えております。

委員) 中間処理施設のことをよく考えてみますと、他に広い土地があって許可がされ

るのであれば、3倍程度の土地を確保して他の場所に作ったほうが良いと思います。このまま計画を進めてオープンしても、狭くて困ったということになることは明らかです。事務局は、その辺を想定していないのでしょうか。

事務局) 当該用地につきましては、平成25年11月13日に厚木市と地元で調整をして、建設候補地として決められました。いろいろと御意見はあると思いますが、決定された候補地ですので、この場所を基本として、今後、施設配置等の課題解決に努めていきたいと考えております。与えられた金田の候補地で最善の努力をして進めていきたいと考えています。

委員) 話の内容は納得するのですが、これだけ課題が多い状態で施設をオープンしても、問題が発生して第二工場が必要ということになるのではないかな、と私は思います。難しさはあると思いますが、この先を想定して、先手を打つ必要があるのではないかと思います。

会長) 将来的には、委員がおっしゃったことも検討する必要があるかと思いますが、現状では3市町村のごみを処理していかなければならないという責任もありますので、その辺も考慮に入れながら事務局でより良い方向に進めていただくよう、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

他に委員から何かございますか。

無ければ、その他の件で事務局からは何かございますか。

4 その他

事務局) 副管理者退任の件お知らせ

事務局) 本会の委員の任期は2年としてお願いしておりますので、皆様には来年度も引き続きお願いいたします。

また、各構成市町村の選出母体の役職改選等によりまして、委員の交代が発生する場合がありますが、皆様には適確な情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、来年度第1回会議の御案内をお送りしました際には御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

5 閉 会 副会長

平成26年度 第3回厚木愛甲環境施設組合事業懇話会次第

日 時 平成27年3月31日(火)
午前10時から
会 場 厚木商工会議所3階
中会議室303号室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 平成26年度組合事業の執行状況について【資料1】

(2) 中間処理施設整備に係る事業の進捗状況について【資料2】

(3) 最終処分場施設整備に係る事業の進捗状況について【資料3】

4 その他

5 閉 会

平成 26 年度組合事業の執行状況について

1 議会関係

月 日	会 議	内 容
8 月 6 日 (水)	組合議会運営委員会	定例会の諮問 ほか
8 月 20 日 (水)	組合議会全員協議会	議案等の説明 中間処理施設整備に係る事業の進捗状況について 最終処分場施設整備に係る事業の進捗状況について
8 月 20 日 (水)	組合議会運営委員会	定例会追加提出案件 ほか
8 月 26 日 (火)	平成 26 年組合議会 第 2 回定例会	一般質問 ・なし 議案等の審議 ・平成 25 年度組合会計繰越明許費繰越計算書 ・平成 25 年度組合会計歳入歳出決算 ・監査委員の選任
10 月 3 日 (金)	議員先進事例視察	ふじみ衛生組合（東京都調布市） 中間処理施設「クリーンプラザふじみ」の視察 組合議員 12 人参加
3 月 5 日 (木)	組合議会運営委員会	定例会の諮問 ほか
3 月 20 日 (金)	組合議会全員協議会	議案等の説明
3 月 27 日 (金)	平成 27 年組合議会 第 1 回定例会	(議案) ・平成 26 年度組合会計補正予算（第 1 号） ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 ・厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例 ・平成 27 年度組合会計予算

2 監査関係

月 日	名 称	内 容
毎月実施 4月～3月	出納検査	平成26年3月～平成27年2月分までの出納状況
7月10日 (木)	決算審査	平成25年度決算
2月24日 (火)	定期監査	平成26年度財務に関する事務の状況

3 構成市町村との連絡調整

厚木愛甲環境施設組合及び構成市町村が広域的なごみ処理の円滑な推進のため連絡調整会議部長会議を年2回、副市町村長会議を年1回開催しました。

4 情報提供関係

月 日	名 称	内 容
6月1日 (日)	構成市町村広報紙 への掲載	厚木愛甲環境施設組合事業懇話会委員募集 厚木市 6月 1日号 愛川町 6月 1日号 清川村 6月 1日号
随 時	ホームページ	組合事業計画、組合会計予算・決算、 組合定期監査結果、組合事業懇話会、 組合議会、組合人事行政運営等状況、 ごみ中間処理施設整備検討委員会開催のお知らせ 及び会議結果報告など

5 事業懇話会関係

月 日	内 容
9月11日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・平成26年度組合事業について ・施設整備の進捗状況について <p style="text-align: right;">出席者 11人</p>
11月21日 (金)	施設見学 東京たま広域資源循環組合 ニツ塚処分場 エコセメント工場 <p style="text-align: right;">出席者 8人</p>

6 施設整備に係る事業

事業名	内容
最終処分場の処理設備・施設に係る実施設計業務委託	最終処分場施設整備に係る実施設計図書及び関連図書の作成
ごみ中間処理施設整備基本計画策定等支援業務委託	ごみ中間処理施設整備検討委員会の活動支援から基本計画書素案の策定

ごみ中間処理施設に係る事業の状況について

1 ごみ中間処理施設に係るこれまでの主な検討内容

- ・平成25年11月13日 厚木市から候補地選定の報告を受ける
- ・平成25年11月15日 建設予定地に決定
- ・平成26年 2月26日 ごみ中間処理施設整備検討委員会を設置
第1回検討委員会
- ・平成26年 4月23日 第2回検討委員会
- ・平成26年 6月25日 第3回検討委員会
- ・平成26年 9月19日 第4回検討委員会

○検討委員会では、ごみの焼却方式や環境保全計画、施設配置計画等を検討。

環境省では、*1循環型社会の形成を目指し、諸施策に取り組んでいる



検討委員会の内容

- ごみの焼却方式については、これまでの3*2溶融方式に加え、焼却のみの方式も加えるものとし、*3焼却灰については、極力全量資源化が望ましい。
- 施設の配置計画について、現計画面積では収集車両の動線確保、日照、工事の際の資材置き場スペースの確保などの条件から敷地面積について検討を要する。



近年の状況

- ごみ処理及び灰処理の技術革新・・・焼却炉の性能向上及び資源化方法の確立
- ごみの減量化の進展・・・ここ10年間で35%の減量化（3Rの推進）
- 全国的な流れ・・・溶融炉は大量のエネルギーを消費し、維持管理費も高額なため、焼却灰は溶融せず、民間委託により全量資源化を図る自治体が増えている。



検討委員会の意見を受けて・・・

- 焼却方式については、これまで検討を行ってきた溶融施設の設置を見合わせ、民間事業者の活用により焼却灰自体を資源化する方針が3月27日の組合議会で承認された。

2 ごみ中間処理施設に関する現在の状況

- 基本計画の策定に向けて検討委員会を開催、循環型社会の形成に向けた方策として焼却方式の方針が示されましたが、今後は、建物の敷地構成等についての協議を進めてまいります。

*1 **循環型社会**：わが国では、2000年に循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定、同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義。循環型社会を構築する方法として、(1)発生抑制 (Reduce)、(2)再使用 (Reuse) (3)再生利用 (Recycle) し、どうしても利用できないごみはきちんと処分する、以上3つを提示している。

*2 **溶融**：焼却灰などを1300℃以上という高熱で溶かし、これを固めて「スラグ」（黒いガラス粒状の物質）にする処理方式。

*3 **焼却灰**：可燃ごみを焼却処理した際に残った燃え殻

1 最終処分場施設整備に係る検討内容

最終処分場の施設整備計画を進めるに当たっては、ごみ中間処理施設整備計画と密接な関係があります。



○ごみ中間処理施設整備検討委員会におけるごみの焼却方式の検討



○ごみ中間処理施設の焼却方式として、熔融施設は設置せず、極力全量資源化が望ましい。



○ごみ中間処理施設における焼却方式によっては、最終処分場施設整備の方向性に大きな影響を及ぼす。

2 最終処分場に関する現在の状況

○保安林解除に関する調整や実施設計は進めているものの、組合、構成市町村において事業の方向性について慎重に検討を行っている。

現段階では、用地取得及び用地測量や不動産鑑定業務、並びに進入路新設工事など、今年度予定事業については着手が難しい状況にある。



○ごみ処理に関する社会情勢を踏まえ、検討委員会による方針を見据えながら、その整備時期等を慎重に検討していくこととしました。